

令和4年第9回
志木市農業委員会総会議事録

令和4年9月26日

志木市農業委員会

令和4年第9回志木市農業委員会総会日程

令和4年9月26日（月）午後2時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第12号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
- (2) 議案第13号 『志木市都市計画生産緑地地区の変更』について

第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）

- (1) 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る受理の決定について
- (2) 報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

- (1) 次回総会の日程について
- (2) その他

第6 閉会

《議事録令和4年第9回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月26日(月)午後1時45分から午後3時30分

2. 開催場所 志木市役所 2階 大会議室2-1

3. 出席委員(12人)

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	三枝 将樹
	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	5番	山中 榮太郎
	6番	大島 廣明
	7番	齊藤 正歳
	8番	石井 敏男
	9番	波澄 洋子
	10番	抜井 和彦
職務代理	11番	志村 晃
	12番	志村 二美重

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

5. 農業委員会事務局職員

産業観光課長	石塚 匠
事務局長	樋山 博明
書 記	富海 亮太

6. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので、令和4年第9回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中12人でありまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和4年第9回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

○田中会長

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、11番 志村 晃委員、12番 志村 二美重委員にお願いいたします。併せて、書記として富海主査を指名いたします。

それでは、議案第12号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○志村職務代理

それでは、議案第12号受付番号25番、29番、30番について、事務局から説明を求めます。

○富海主査 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の

所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号25番の申請人及び農地の状況につきましては山中榮太郎委員に、受付番号29番の申請人及び農地の状況につきましては清水和雄委員に、受付番号30番の申請人及び農地の状況につきましては志村晃委員に、ご同行いただき、確認しております。この後、担当委員よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第12号 受付番号25番につきまして、山中榮太郎委員、説明、報告をお願いいたします。

○5番 山中委員

会長の指名がありましたので、議案第12号受付番号25番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、7ページをお開きください。

市役所から県道を志木駅方面へ進み、○○の交差点を■折、約○○メートルほど進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■の現地を確認したところ、○○や○○が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■■■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

続きまして、議案第12号 受付番号29番につきまして、清水和雄委員、説明、報告をお願いいたします。

○4番 清水委員

会長の指名がありましたので、議案第12号受付番号29番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、8ページ、9ページをお開きください。

市役所から県道をさいたま市方面へ進み、○○■丁目の交差点を■折、約○○メートルほど進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■の現地を確認したところ、○○や○○が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■■■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

続きまして、議案第12号 受付番号30番につきまして、志村晃委員、説明、報告をお願いいたします。

○11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第12号受付番号30番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、10ページをお開きください。

市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■■丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■■■■ 氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。それでは、議案第12号 受付番号25番、29番、30番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第12号 受付番号25番、29番、30番は可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、

議案第13号 『志木市都市計画生産緑地地区の変更』について
事務局より説明をお願いいたします。

○富海主査 【事務局説明】

本案件は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除による都市計画生産緑地地区の変更につきまして、都市計画課より令和4年8月23日に協議の依頼があったものでございます。詳細は、11ページから26ページになります。13ページをご参照ください。

第70号、第94号、第96号、第103号、第124号、140号につきましては、以前の総会にて買取申出の希望がなく、生産緑地が解除された箇所でございます。

ご確認等、よろしくお願い致します。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第13号について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

議案第13号『志木市都市計画生産緑地地区の変更について』、

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

賛成多数ですので、議案第13号は、可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第19号『農地法第3条の3第1項の規定による届出について』

(2) 報告第20号『農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

ありがとうございました。それでは、報告第19号受付番号4番、5番、6番につきましては、三枝将樹委員からの報告を求めます。

○1番 三枝委員

会長の指名がありましたので、報告第19号受付番号4番、5番、6番について、報告を行います。申請地は、27、28、29ページをお開きください。

市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■○丁目の交差点を■折、約○○メートルほど進んだ○側の農地が申請地となります。現地は、○○となっておりまして、今回の届出において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、報告第19号受付番号7番、8番、9番につきましては、わたくし田中より報告します。

申請地は、30、31、32ページをお開きください。市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■○丁目の交差点を■折、約○○メートルほど進んだ○側の農地が申請地となります。現地は、○○となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

続きまして、報告第19号受付番号10番、11番につきましては、志村晃委員からの報告を求めます。

○11番 志村委員

会長の指名がありましたので、報告第19号受付番号10番、11番について、報告を行います。申請地は、33、34ページをお開きください。

市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■○丁目の交差点を■折、約○○メートルほど進んだ○側の農地が申請地となります。現地は、○○となっておりまして、今回の届出において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、報告第20号受付番号11番につきましては、わたくし田中より報告させていただきます。受付番号11番の申請地は、35ページをお開きください。

市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■○丁目の交差点を■折、約○○メートルほど進んだ○側の農地が申請地となります。

現地は、○○となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

それでは、ただいまの報告第19号、20号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程等について』でございますが、

令和4年10月3日月曜日、午前10時半、新庁舎3階 大会議室3-3にて農業委員の任命式、その後引き続き総会を行う予定でございます。また、令和4年10月25日火曜日、午後2時、新庁舎2階 大会議室2-1にて総会を行う予定ですが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、よろしくお願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局長【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

- ・任命式及び臨時総会について
- ・営農燃油等価格高騰対策支援金について
- ・親睦会費の精算について
- ・産業祭の出品について

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和4年第9回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和4年9月26日

志木市農業委員会議長 田中 満男

1 1 番 志村 晃

1 2 番 志村 二美重